

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理（沖縄県教育庁組織規則の一部を改正する規則）

総務課

沖縄県教育庁組織規則の一部を改正する規則について、教育委員会会議を開催する時間的余裕がなかったことから、令和5年3月30日に沖縄県教育委員会の議決事項及び教育長に委任する事項等に関する規則第7条第1項の規定に基づき、教育長による臨時代理により改正したので、同条第2項の規定により報告する。

1 件名

沖縄県教育庁組織規則の一部を改正する規則

2 改正の経緯及び必要性

指定管理者制度の運用体制の強化を図ることを目的として、教育委員会が指定管理者制度の運用について意見の聴取を行っている指定管理者制度運用委員会を附属機関とするため、沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例（平成18年沖縄県条例第72号）及び沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例（平成20年沖縄県条例第49号）の一部を改正することに伴い、沖縄県立博物館・美術館指定管理者制度運用委員会及び沖縄県立青少年の家指定管理者制度運用委員会に関する規定を整備する必要がある。

3 改正の概要

- (1) 教育委員会の所管に属する附属機関に沖縄県立博物館・美術館指定管理者制度運用委員会及び沖縄県立青少年の家指定管理者制度運用委員会を加える。（第33条関係）
- (2) この規則は、令和5年4月1日から施行する。（附則）

4 公布日（公報掲載日）及び施行年月日

公布日 令和5年3月31日

施行年月日 令和5年4月1日

新旧対照表

沖繩県教育庁組織規則（昭和47年沖繩県教育委員会規則第1号）新旧対照表	
改正案	現行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(附属機関)</p> <p>第33条 教育委員会の所管に属する附属機関は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 沖繩県産業教育審議会 (2) 沖繩県教科用図書選定審議会 (3) 沖繩県立図書館協議会 (4) 博物館・美術館協議会 (5) 沖繩県社会教育委員会 (6) 沖繩県文化財保護審議会 (7) 沖繩県就学支援委員会 (8) 沖繩県歴代宝案編集委員会 (9) 沖繩県生涯学習審議会 (10) 新沖繩県史編集委員会 (11) 沖繩県いじめ防止対策審議会 (12) 沖繩県立博物館・美術館指定管理者制度運用委員会 (13) 沖繩県立青少年の家指定管理者制度運用委員会 	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、沖繩県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の権限に属する事務を適正かつ能率的に処理するため、教育委員会の事務局の内部組織及び分掌事務その他必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(附属機関)</p> <p>第33条 教育委員会の所管に属する附属機関は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 沖繩県産業教育審議会 (2) 沖繩県教科用図書選定審議会 (3) 沖繩県立図書館協議会 (4) 博物館・美術館協議会 (5) 沖繩県社会教育委員会 (6) 沖繩県文化財保護審議会 (7) 沖繩県就学支援委員会 (8) 沖繩県歴代宝案編集委員会 (9) 沖繩県生涯学習審議会 (10) 新沖繩県史編集委員会 (11) 沖繩県いじめ防止対策審議会 <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>